平成24年上尾市教育委員会1月定例会 教育長報告3

所属名 教育総務部 総務課

件 名

平成23年度第1回定期監査結果について

内 容 説 明

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、監査委員による定期監査が平成 23年10月27日・28日・31日に実施され、同条第9項の規定に基づき、報 告書の提出がありましたので、報告します。

●地方自治法(昭和22年法律第67号) [関係部分抜粋]

第百九十九条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通 地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

- ②~③ 《省略》
- ④ 監査委員は、毎会計年度少くとも一回以上期日を定めて第一項の規定による監査をしなければならない。
- ⑤~⑥ 《省略》
- ⑨ 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。
- ⑪~⑫ 《省略》

添付資料	添付資料名
有・無	「平成23年度第1回定期監査結果の報告書について(提出)」の写し 〔9~11ページ〕

「平成23年度第1回定期監査結果の報告書について(提出)」の写し



冷議 学校教育部長 次長 日本

上 監 査 報 第 1 4 号 平成 2 3 年 1 2 月 2 7 日

上尾市教育委員会委員長 野 澤 治 雄 様

平成23年度第1回定期監査結果の報告書について(提出)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により定期監査を執行したので、同条第9項の規定に基づき、監査結果に関する報告書を次のとおり提出します。

なお、同法第199条の2の規定に基づき、12月26日の用地管財課については、須田清監 査委員を除斥し、執行しました。また、11月28日、11月29日の監査は、佐藤竹雄監査委 員と須田清監査委員が執行しました。

第1回定期監査報告書

1 監査の期日

- (1) 平成23年10月27日(木)·28日(金)·31日(月) 秘書室、議会事務局、教育総務部、学校教育部、選挙管理委員会事務局
- (2) 平成23年11月25日(金)·28日(月)·29日(火) 健康福祉部、出納室、農業委員会事務局
- (3) 平成23年12月26日(月)·27日(火) 企画財政部、総務部、監査委員事務局
- 2 監査の対象

秘書室

議会事務局

庶務課、議事調査課

教育総務部

総務課、生涯学習課、図書館、スポーツ振興センター

学校教育部

学務課、指導課、教育センター、学校保健課、中学校給食共同調理場、富士見小学校、 大石小学校、大石南小学校、今泉小学校、西小学校、大石北小学校、大石中学校、 西中学校、大石南中学校

選挙管理委員会事務局



健康福祉部

社会福祉課、こども支援課、保育課、西上尾第一保育所、上尾西保育所、大石保育所、 畔吉保育所、乳幼児相談センター、障害福祉課、つくし学園、高齢介護課、健康推進 課

出納室

農業委員会事務局

企画財政部

総合政策課、財政課、自治振興課、広報課、男女共同参画課

総務部

庶務課、職員課、I 丁推進課、用地管財課、契約検査課、人権推進課、青少年課、 少年愛護センター

監査委員事務局

3 監査の範囲

- (1) 秘書室、議会事務局、教育総務部、学校教育部、選挙管理委員会事務局 平成23年4月1日から平成23年8月31日までの財務に関する事務
- (2) 健康福祉部、出納室、農業委員会事務局 平成23年4月1日から平成23年9月30日までの財務に関する事務
- (3) 企画財政部、総務部、監査委員事務局 平成23年4月1日から平成23年10月31日までの財務に関する事務

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務の執行が法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼をおき、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、収入・支出伝票等関係諸帳簿と試査照合するとともに現地監査を実施するなど内容を審査したほか、監査の対象部局より説明を聴取して執行した。

5 監査の結果

(1) 財務事務の執行状況

財務に関する事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。

(2) 事務処理状況

収入事務、支出事務、契約事務及び財産管理事務について、関係諸帳簿を監査した結果、おおむね適正であると認められた。

また、軽易な指摘事項については、それぞれ監査の過程において触れたので省略する。 なお、今回は、次のような項目を調査したが、項目のない課についても同様 に関係書類を調査した結果、適正であると認められた。

【10月27日・28日・31日執行分】

学校教育部の小・中学校9施設については、主に配分されている予算の支出事務と財産

管理について書類審査を行い、そのうち富士見小学校、大石南小学校、西小学校、大石北 小学校、大石南中学校については、現地監査を実施した。

小・中学校

· 支出事務

第9款 教育費、第2項 小学校費・第3項 中学校費、第1目 学校管理費、第 11節 需用費等について、関係書類を調査した結果、適正であると認められた。

· 財産管理

管理備品、教材備品の管理について、関係書類による調査及び現地確認の結果、 適正に管理されているものと認められた。

• 現地監查

学校施設について、関係書類による調査及び現地確認の結果、適正に維持管理されているものと認められた。

教育総務部

図書館

· 支出事務

第9款 教育費、第5項 社会教育費、第3目 図書館費、第18節 備品購入費「図書館備品購入費」のうち「上尾市図書館平方分館用備品」について、関係書類を調査した結果、適正であると認められた。

スポーツ振興センター

· 支出事務

第9款 教育費、第6項 保健体育費、第5目 スポーツ施設運営費、第13節 委託料「市民体育館管理運営業務委託料」のうち「市民体育館震災補修調査・設計業務委託料」について、関係書類を調査した結果、適正であると認められた。

学校教育部

学務課

・ 支出事務

第9款 教育費、第1項 教育総務費、第3目 教育指導費、第13節 委託料の うち「地区巡回誘導員配置委託料」について、関係書類を調査した結果、おおむね 適正であると認められた。

中学校給食共同調理場

・支出事務

第9款 教育費、第6項 保健体育費、第3目 共同調理場運営費、第13節 委託 料「保安管理・設備保守委託料」のうち「中学校給食共同調理場清掃業務委託料」 について、関係書類を調査した結果、おおむね適正であると認められた。

【11月25日・28日・29日執行分】